

延岡市飲料水供給施設等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未給水地域における生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、飲料水供給施設等の整備に要する費用について、延岡市飲料水供給施設等整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水地域 上水道の供給区域(5年以内に供給可能となる地域を含む。)外であつて、上水道の整備が困難又は整備までに相当の期間を要すると市長が認める地域をいう。
- (2) 飲料水供給施設等 生活飲料水を供給する施設、設備及び器具並びにこれらを維持管理する上で必要な管理道路等の附帯設備をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、未給水地域における飲料水供給施設等の新設、増設、改修又は修繕その他市長が認めるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、未給水地域に存する2戸以上で組織する飲料水供給施設等を管理する団体(以下「管理団体」という。)とする。ただし、未給水地域に存する住家間の距離や地形などの理由により2戸以上で管理団体を組織することが困難なときは、1戸で組織する場合も管理団体とみなす。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の2(別表に掲げる災害原因により補助対象事業を実施した場合は10分の9)以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 管理団体は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて補助対象事業の完了日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計算書
- (3) 工事設計書類（見積書、位置図、付近見取り図、配水管網図、施設構造物図等）
- (4) 管理団体を組織する戸に属する世帯の世帯主名簿及び当該世帯主の市税完納証明書、若しくはこれに代わるもの
- (5) 管理団体の規約

(申請の取下げ)

第7条 管理団体は、規則第7条の規定に基づく申請の取下げを行う場合は、補助金の交付の決定を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告)

第8条 管理団体は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了後20日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれかの早い日までに、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 補助対象事業に係る工事等の契約書の写し
- (3) 補助対象事業に係る工事等の完了届
- (4) 補助対象事業に係る工事等の過程及び完了後を撮影した写真
- (5) 補助対象事業に係る領収書その他の支出を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の状況確認)

第9条 市長は、補助対象事業の実施に関し、その過程及び完了後に検査をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月3日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

【改正履歴】

附 則

この要綱は、平成24年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

災害原因	災害原因に該当する基準
(1) 洪水	ア 警戒水位以上の出水 イ 警戒水位の定めがない場合は、河岸高の5割程度以上の出水
(2) 降雨	ア 最大24時間雨量80mm以上 イ アの基準未満でも時間雨量等が特に大(時間雨量20mm以上)
(3) 暴風	最大風速(10分間平均)15m以上
(4) 高潮、波浪又は津波	被災の程度が甚大なもの
(5) 地震、落雷、竜巻等	